地方消費税交付金のうち社会保障財源化分の使途について

令和元年10月1日からの消費税率の引き上げに伴い、地方消費税が1．7%から2．2%に改められました。この地方消費税のうち2分の1に相当する分が市町村に交付されています。
令和7年度に当市に按分交付された地方消費税交付金のうち、社会保障財源化分は6億8，747万6千円でした。令和7年度の使途については下記のとおりです。

（単位：千円）

事業名称等	令和7年度決算額	一般財源額	充当交付金額
福祉医療事業	345,612	44,740	19,351
障がい福祉サービス事業	1,947,913	562,094	243,121
在宅介護用品助成事業	26,888	16,888	7,305
放課後児童健全育成事業	234,041	90,859	39,299
特定教育施設・保育施設入所事務	1,007,045	218,973	94,712
私立保育園等運営事業補助	101,046	83,585	36,153
公立保育園運営事業	503,127	353,872	153,059
予防接種事業	159,448	155,818	67,395
がん検診事業	32,061	31,529	13,637
私立幼稚園等運営事業補助	31,083	31,083	13,444
その他社会保障関係事業	6,063,564	3,952,745	0
計	10,451,828	5,542,186	687,476

※地方消費税(社会保障財源分)は、各事業の一般財源の比率に応じて按分している。